

被災者生活再建支援金支給申請書類チェックシート

令和7年1月

以下の書類は、申請に必要な書類です。申請される前に書類が揃っていることや記載内容が網羅されていること等をご確認の上、
□にチェックをしてください。また、提出書類により要件が確認できない場合等は追加で書類提出を求めることがあります。

初回申請に係る書類及び添付書類（基礎支援金及び中規模半壊加算支援金の基本書類）

申請種類	提出書類名	主な確認事項
全ての申請	被災者生活再建支援金支給申請書 (別紙様式第7号)	記載漏れ、記載誤りはありませんか？記入例をご参照の上、今一度ご確認ください。 □申請期限内の申請日となっている。 □ 被災当時 の被災住所、世帯主、世帯員情報を漏れなく正しく記載している。 ※申請時点ではなく、被災日時点での情報を記載してください。 ※上記が住民票の情報と異なる場合は、状況に応じて追加の書類提出が必要です。 □振込可能な口座情報が記載されている。(ゆうちょ銀行は記号・番号記載) □郵便物が届く現住所、連絡が可能な連絡先が記載されている。 □罹災証明書等と対応した申請区分に正しく○を付けている。(大規模半壊受給済→半壊解体申請等の場合は受給済に○をし、差額申請となっている。)
長期避難世帯以外の申請	罹災証明書(市区町村発行)	□市区町村から発行された支援法適用災害の罹災証明書で、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」等と申請区分に沿った内容となっている。 ※被災証明書ではないことをご確認ください。
長期避難世帯の申請	長期避難世帯証明書(市区町村発行)	□長期避難世帯証明書(市区町村発行)が添付されている。 ※都道府県において認定された長期避難世帯に該当する世帯のみ被災市区町村から発行されます。
マイナンバーを記載する申請	本人確認書類	被災時世帯主のマイナンバーを記載した場合は被災時の住民票や預金通帳の写しは添付不要となります。 ただし、情報連携システムエラー等の場合は提出を求めることがあります。 本人確認書類(番号確認及び身元確認)は主に以下のパターンとなります。 □マイナンバーカード ※対面の場合は、持参によりICチップ記録情報又は券面記載情報により番号及び身元確認実施 ※郵送の場合は、カード表裏面写し書類添付により番号及び身元確認実施 □通知カード(住民票記載事項と一致している場合に限る)又は個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書(番号確認)+運転免許証、パスポート等(身元確認)
マイナンバーを記載しない申請	住民票の写し	被災時世帯主のマイナンバーを記載した場合は被災時の住民票は添付不要となります。 ただし、情報連携システムエラー等の場合は提出を求めることがあります。 ※被災時世帯主と同一居住の方は住民票を省略できますが、世帯員の住民票が別住所にあり居住証明等で対応する場合は世帯員の被災時住民票を添付する必要があります。 提出パターンは以下のとおりとなります。 ・【被災時以降、転居や世帯構成に変更がない場合】世帯票 ・【被災時以降、転居や世帯構成に変更があった場合】個人票(履歴があり被災当時の状況が確認できるもの) ・【被災時以降、別の自治体に転出した場合】除票(被災後自治体内で転居があった場合はその履歴が確認できるもの) ※被災当時の世帯構成を確認するため、世帯主、続柄、備考欄は省略しないでください。また、個人番号のある住民票は提出しないでください。
マイナンバーを記載しない申請	預金通帳の写し(ネットバンキング画面印刷等)	公金受取口座の登録者でマイナンバーを記載し、申請書の「事前登録済の公金受取口座を利用する」にチェックをした場合は預金通帳の写しは添付不要となります。 ただし、情報連携システムエラー等の場合は提出を求めることがあります。 □振込可能な被災当時の世帯主口座情報(銀行名、支店名、普通口座、口座番号、個人名義カナ)が確認できる。 ※当座口座や貯蓄口座は取り扱いできません。普通口座であることを確認してください。 ※被災時同一世帯員に支給を希望する場合は必ず世帯主の委任状の添付が必要です。(世帯主がお亡くなりになっている場合は、世帯主除票等の書類)また、親族でも被災時別世帯員の場合は委任できません。

申請種類	提出書類名	主な確認事項
半壊解体・敷地被害解体の申請	以下いずれかの書類 ・解体証明書（市区町村発行） ・滅失登記簿謄本（法務局）	<input type="checkbox"/> 被災住家の建物が全て全部解体されている。（部分解体は対象外） ※生活の本拠が母屋と離れ等で別々の建物でも罹災判定が一体となっている場合は全ての建物を解体する必要があります。 <input type="checkbox"/> 取壊し日が確認できる。（登記完了証（書面申請）の場合は不可） <u>民間事業者発行の解体証明書では受付していません。</u> 解体証明書については、被災市区町村にご確認ください。
敷地被害解体の申請	・住宅直下敷地の修復工事契約書 ・敷地被害が確認できる写真 ・宅地の応急危険度判定結果調査票等	<input type="checkbox"/> 液状化被害等により住宅直下の敷地に被害がある、法面の崩壊等により法面復旧工事のために家屋を解体しなければ重機が入らない又は擁壁の崩壊により他の住宅へ転落する等の危険が生じている等の状況が確認でき、敷地を修復するためには住宅を解体せざるを得ないことが客観的な書類により確認できる。
被災当時に居住していた住所が住民票情報と異なる申請	・公共料金の写し ・自治会長や民生委員による居住証明書 ・被災世帯主名義の賃貸借契約書（被災住宅が賃貸物件の場合）等	提出する書類についてチェックをしてください。 【公共料金の写し（電気・ガス・水道）の場合】 <input type="checkbox"/> 被災日を含んだ前数か月分の使用実績が確認できる。 ※極端に使用量が少ない場合は確認します <input type="checkbox"/> 使用場所と被災住所が一致していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 契約者と世帯主が一致していることが確認できる。 【自治会長、民生委員による居住証明書の場合】 <input type="checkbox"/> 住民票の有無を問わず、被災日時点での被災世帯全員分の情報（氏名、生年月日、続柄）が記載されていることが確認できる。 【賃貸借契約書の場合】 <input type="checkbox"/> 被災日が居住期間内であることが確認できる。 ※被災日時点での居住実態が客観的な書類から確認できない場合は対象外となります。
被災当時の住民票上の世帯主以外の被災時同一世帯員を世帯主とする申請	被災時同一世帯員名義の被災日を含む前数か月分の公共料金支払いの写し	<input type="checkbox"/> 公共料金の契約者（支払者）名義が住民票上の世帯主ではなく、実質世帯主である住民票上被災時同一世帯員であることが確認できる。 ※住民票上は被災時世帯員ですが、当該書類をもって実質世帯主としてみなします。 ※世帯主の居住実態がなく被災世帯から除外する場合も同様です。提出が困難な場合は世帯主が別の場所に居住していたことが確認できる書類を提出してください。
被災住所と住民票住所が同じで住民票上でひとつの世帯を別々の世帯とする申請	住民票上の世帯主と世帯員（実質の世帯主）がそれぞれ別で契約者となっている被災日を含む前数か月分の公共料金支払いの写し	<input type="checkbox"/> 住民票上の世帯主、住民票上の世帯員がそれぞれ公共料金の契約名義になっていることが確認できる。

加算支援金申請に係る添付書類（申請書は2回目以降でも必ず必要です）

種類	書類名	主な確認事項
建設区分の申請	工事請負契約書（建設）の写し	<input type="checkbox"/> 契約名義が世帯主又は被災時同一世帯員である。 <input type="checkbox"/> 工事内容の項目があり、「住宅新築工事」、「〇〇様邸建設工事」等の記載により「住宅」の「建設」工事であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 工期の項目があり、着手、完成、引渡日の記載が確認できる。 ※契約日から著しく期間が空いている場合は理由等を確認させていただくこともあります。 <input type="checkbox"/> 請負金額の項目があり、被災世帯の自己負担が確認できる。 ※相場から著しく低廉な場合等は凶面等で住宅としての機能（居室、風呂、トイレ、キッチン）が備わっていることを確認することがあります。 <input type="checkbox"/> 工事場所の項目があり、正確な工事場所（再建場所）が確認できる。 <input type="checkbox"/> 契約日の記載（令和〇年〇月〇日等）があり、被災日以後の契約日である。 <input type="checkbox"/> 契約者双方の署名捺印がある。 ※電子契約の場合は、以下「加算支援金の契約が電子契約の申請」もご確認ください。 ※引渡後で再建先に居住していないことが判明した場合は、再建先へ居住していることが確認できる書類（住民票の写しや公共料金の写し）の提出を求めることがあります。

申請種類	提出書類名	主な確認事項
購入区分の申請	不動産売買契約書（購入）の写し	<input type="checkbox"/> 契約名義が世帯主又は被災時同一世帯員である。 <input type="checkbox"/> 物件種別の項目があり、「居宅」、「住宅」等の記載により、被災世帯が居住するための「住宅」の「購入」であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 引渡日の項目があり、引渡日の記載が確認できる。 <input type="checkbox"/> 購入金額の項目があり、被災世帯の自己負担が確認できる。 <input type="checkbox"/> 購入物件所在地の項目があり、正確な再建場所が確認できる。 <input type="checkbox"/> 契約日の記載（令和〇年〇月〇日等）があり、被災日以後の契約日である。 <input type="checkbox"/> 契約者双方の署名捺印がある。 ※電子契約の場合は、以下「加算支援金の契約が電子契約の申請」もご確認ください。 ※引渡後で再建先に居住していないことが判明した場合は、再建先へ居住していることが確認できる書類（住民票の写しや公共料金の写し）の提出を求めることがあります。
補修区分の申請	工事請負契約書（補修）の写し	<input type="checkbox"/> 契約名義が世帯主又は被災時同一世帯員である。 <input type="checkbox"/> 工事名や工事内容の項目があり、「〇〇様邸災害復旧工事」「住宅修繕工事」等の記載により、被災世帯が居住するための「住宅」の「補修」工事であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 工期の項目があり、着手、完成、引渡日の記載が確認できる。 <input type="checkbox"/> 請負金額の項目があり、被災世帯の自己負担が確認できる。 ※著しく低廉な場合は、工事内容について詳細を確認することがあります。 <input type="checkbox"/> 工事場所の項目があり、「地内」等の記載ではなく、正確な工事場所（再建場所）が確認できる。 ※被災住宅の補修工事なのか、それ以外の住宅の補修工事なのか確認しています。 <input type="checkbox"/> 契約日の記載（令和〇年〇月〇日等）があり、被災日以後の契約日である。 <input type="checkbox"/> 契約者双方の署名捺印がある。 ※電子契約の場合は、以下「加算支援金の契約が電子契約の申請」もご確認ください。 ※工事完了後で再建先に居住していないことが判明した場合は、再建先へ居住していることが確認できる書類（住民票の写しや公共料金の写し）の提出を求めることがあります。
補修区分の申請 （契約書を取り交わさない場合）	以下いずれかの書類 ・【見積書＋領収書】写し ・【請求書＋領収書】写し ・【注文書＋注文請書】写し ・【注文請書＋領収書】写し	同上記「工事請負契約書（補修）の写し」の項目にチェックをしてください。 工期や契約日の項目は、被災後の書類発行日であること、工事完了後の申請として審査を行っています。 ※自己負担の確認について、預金通帳写し（振込履歴）では審査を行っていません。
補修区分の申請 （被災者が大工などで自ら補修した場合）	・ 申立書（申請者作成） ・ 資材の購入がわかる領収書写し（レシート不可） ・ 工事前後の写真	<input type="checkbox"/> 申立書において「（例）大工を営んでおり自ら補修したため、住宅の〇〇補修工事について、別添添付書類にて申請します」等の記載があり、自己補修であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 資材の購入がわかる領収書にて個人名義の自己負担が確認できる。 <input type="checkbox"/> 工事前後の写真において被災世帯が居住するための「住宅」の「補修」工事であることが確認できる。
賃借区分の申請	賃貸借契約書の写し	<input type="checkbox"/> 契約名義が世帯主又は被災時同一世帯員である。 <input type="checkbox"/> 賃貸物件、物件種別の項目があり、事業用等ではなく、被災世帯が居住するための「住宅」の「居住用賃貸」物件であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 家賃の項目があり、被災世帯の自己負担が確認できる。 <input type="checkbox"/> 契約期間の始期及び終期の項目があり、一定期間の賃貸借期間が確認できる。 <input type="checkbox"/> 賃借物件所在地の項目があり、再建場所が確認できる。 <input type="checkbox"/> 契約日の記載（令和〇年〇月〇日等）があり、被災日以後の契約日である。（被災住宅が賃借物件の場合で、大家の補修を経て被災住宅に引き続き居住して再建する場合を除く。） <input type="checkbox"/> 契約者双方の署名捺印がある。 <input type="checkbox"/> 対象外施設（公営住宅法に基づく公営住宅、災害公営住宅、仮設住宅（賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）含む）、介護保険における施設サービス提供施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設等））ではないことが確認できる。 ※電子契約の場合は、以下「加算支援金の契約が電子契約の申請」もご確認ください。 ※賃貸借の契約期間が開始されているにもかかわらず、再建先に居住していないことが判明した場合は、再建先へ居住していることが確認できる書類（住民票の写しや公共料金の写し）の提出を求めることがあります。

申請種類	提出書類名	主な確認事項
加算支援金の契約が電子契約の申請	電子契約に係る合意締結証明書や完了証明書、タイムスタンプ	<input type="checkbox"/> 契約書に記載されている書類ID、契約者氏名やメールアドレス、各契約者の承認年月日時間等の記載が確認できる。

以下の書類は、申請内容に応じて添付いただく書類となります。

種類	書類名	主な確認事項
被災時同一世帯員への支給を希望する申請	世帯主の委任状	指定の委任状様式を使用してください。 <input type="checkbox"/> 必要事項が記入され、世帯主の自署又は記名押印がある。 ※親族であっても被災時別世帯員の受給はできません。また、世帯員が世帯主に無断で記載した場合等は無効です。
被災後に世帯主がお亡くなりになった申請	・住民票除票 ・戸籍 ・死亡診断書 等	<input type="checkbox"/> 被災時の世帯主死亡日が被災後であることが確認できる
被災後に世帯主が改姓された申請	・住民票の写し ・戸籍 等	<input type="checkbox"/> 被災後に改姓があり、被災時世帯主と同一人物であることが確認できる ※被災後世帯構成が変更となった場合でも世帯の基準はあくまでも被災時点のため、被災時世帯主が申請、受給することとなります。